

掛川市告示第 33 号

掛川市在宅ねたきり老人等紙おむつ購入費助成要綱（平成 17 年掛川市告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 28 日

掛川市長 久 保 田 崇

第 6 条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 助成の期間は、前条の規定による申請のあった日の属する月の翌月から第 8 条の規定により助成資格を喪失した日の属する月までの間とする。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。